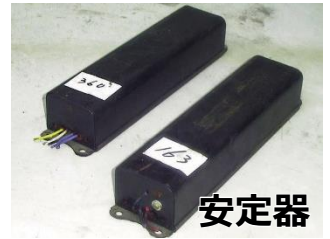


■ 背景

- **ポリ塩化ビフェニル (PCB)** とは、絶縁性等の性質を持つ油状の物質で、かつて様々な**電気機器の絶縁油等に使用**された。体内に蓄積し様々な症状を引き起こす**毒性**が明らかとなり、昭和47年以降は**製造禁止**。
- その適正な処理を図るため、**PCB特別措置法**において、**高濃度※¹・低濃度に区分**し、規制されている。
- 高濃度PCB廃棄物は、国が設置した**JESCO※²**において**処理**を行っており、令和8年3月末で終了。

※1 主に5,000mg/kg超 ※2 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

PCBを含む機器の例



■ 主な措置事項

現状・課題

<高濃度PCBに係る課題>

- **JESCOにおけるPCB処理事業が終了※¹**し、今後、少量・散発的に発生する**PCB廃棄物の取扱いを定める必要**。

※ 現行法はJESCOの処理が終了前の処分を義務付け

〔高濃度PCB製品は、引き続き廃棄物とみなす。〕



措置事項

(PCB法の改正)

- JESCOの事業終了後、新たに発見される高濃度PCB廃棄物に備えて処分期間の規定を見直す※。

※ 発見後に一定期間内の処分を義務付ける

- **今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分※。**

※ 廃棄物処理法の告示改正

(JESCO法の改正)

- 高濃度PCB廃棄物の処理が完了するため、JESCOのPCB処理事業等を廃止。

<その他>

- 低濃度PCB廃棄物について、法定の処分期間（令和9年3月末）内の処分の義務付けから、高濃度と同様に、発見後の一定期間内の処分の義務付けへ改正。
- 現行法では規制対象外の**低濃度PCB製品**について、廃棄後の適正な処分のため、**製品の使用段階から管理する制度※**を導入。※ 使用状況の届出、PCB漏えい防止のための確認等

<施行期日>

令和9年4月1日から施行する。

ただし、JESCO法の改正に係る規定は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。